

春日部市事業継続準備補助金

申請要領

申請期間

令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）

申請方法・提出先

【申請方法】

オンライン又は郵送

【提出先】

●オンラインの場合

<https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kasukabe-biz/>

●郵送の場合

〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2

JA 共済埼玉ビル 8 階(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)

春日部市事業継続準備補助金事務局 行

実施主体：春日部市

委託先：東武トップツアーズ株式会社

春日部市事業継続準備補助金 申請要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染により、経済的な影響を受ける市内事業者が事業の継続、並びに、利用者が安心して利用できる店舗又は事業所を整備することを目的に、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応するために実施する取組に対し、経費の一部を補助するものです。

2. 申請期間

令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）※郵送の場合は当日消印有効

3. 対象となる事業者

次の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- (1) 市内に対象業種（※1）を営む来客型の店舗又は事業所を有する中小企業者等（※2）で法人税法上の収益事業を行っている者。

※1 対象業種とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、次の①～④のいずれかに該当する業種を指します。

- ①小売業
- ②不動産業,物品賃貸業
- ③宿泊業,飲食サービス業
- ④生活関連サービス業,娯楽業

対象業種についての詳細は、申請要領P9～10の対象業種一覧表をご参照ください。

※2 中小企業者等とは次の①～④いずれかに該当する事業者を指します。

- ①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

業種	中小企業基本法の定義（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人
- ③公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された公益社団法人及び公益財団法人
- ④特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人

- (2) 令和2年3月31日以前から事業を開始しており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を営んでいる者
- ・代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等の反社会的勢力に属している、又は関与する等これと関わりを持つ者
- ・政治的若しくは宗教的な組織又は団体
- ・その他本補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が認める者

4. 補助対象となる経費

市内にある店舗又は事業所で不特定多数の人が利用するエリア(客席、客室、待合室、売場など)に対して、利用者が安心して来店又は訪問できるようにすることを目的に、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応するために実施し、本補助金の交付を受けた後も継続する取組に関する経費が対象です。

(1) 補助対象経費

経費区分	対象経費
需用費	物件修繕費、施設修繕費 等
委託料	WEBページ(予約システム)の作成料 等
工事請負費	テイクアウト用のカウンター、換気用設備の設置工事費 等
備品購入費	換気設備の購入費、飛沫対策設備の購入費 等

※国より緊急事態宣言が出された令和2年4月以降に実施された取組も対象となります。

(2) 補助対象外経費

- ①従業員に限り利用する事務所等を実施する取組に係る経費
- ②従業員等間の感染対策のために実施する取組に係る経費
- ③複数回の使用ができない消耗品に係る経費
- ④使用目的が本取組の遂行に必要なものと明確に特定できない汎用性の高いものの購入等に係る経費
- ⑤証拠書類等によって金額・支払いが確認できない経費
- ⑥本補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと判断される経費
- ⑦消費税及び地方消費税
- ⑧必要数を過度に超える備品等の購入経費
- ⑨使用料などのランニングコストに係る経費
- ⑩他の補助金等の援助を受けている経費

5. 補助金の金額など

(1) 補助金額

補助対象経費に8/10を乗じた額(上限30万円) ※千円未満は切り捨て

(2) 申請回数

店舗又は事業所あたり 1 回

6. 申請について

(1) 申請書の提出期限

令和 2 年 1 0 月 3 0 日 (金) までにオンライン又は郵送で申請してください。

(2) 必要書類

申請にあたり、下記の書類が必要です。

	申請書提出時に必要書類	確認欄
1	事業継続準備補助金交付申請書 (様式第 1 号)	
2	取組概要兼補助対象経費一覧表 (様式第 2 号) ※ 2 店舗又は 2 事業所以上申請する場合は、店舗又は事業所ごとに作成してください。	
3	補助対象経費に係る見積書 ※ 見積書がない場合は、見積書に代わる金額が分かる書類を提出してください。 ※ 2 店舗以上申請する場合は、どちらの店舗の対象経費に係る見積書か分かるようにしてください。	
4	許認可に係る書類の写し ※ 許認可を必要とする業種に限る	
5	市内に店舗又は事業所を有していることを証する書類 【法人の場合】 ・ 登記事項証明書 (直近 3 ヶ月以内に交付されたもの) ※ 登記事項証明書で、市内に店舗又は事業所があることが確認できない場合は登記事項証明書に加え、確認できる書類を添付してください。 【個人の場合】 ・ 直近の確定申告書 (所得税青色申告決算書 (一般用) 又は「収支内訳書 (一般用)」) の写し ※ 確定申告書がない場合や確定申告書で市内に店舗又は事業所を有することが確認できない場合は、開業届 (税務署の取受印が押されているもの) など、市内で店舗又は事業所を有することを確認できる書類を添付してください。	
6	その他市長が必要と認める書類	

(3) 申請の方法

必要書類を揃え、下記へオンライン又は郵送のいずれかにより申請してください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口持参での提出はご遠慮ください。

① オンライン

下記サイトより 1 0 月 3 0 日 (金) までに申請してください。

(URL) <https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kasukabe-biz/>

②郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で10月30日(金)までに郵送してください。(当日消印有効)

(宛先) 〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2 JA共済埼玉ビル8階(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)

春日部市事業継続準備補助金事務局 宛て

(4) 注意事項

①補助対象経費に係る見積書について

様式第2号の「2. 補助対象経費一覧表」に記載した番号を見積書に記入、どの経費に係る見積書か分かるように提出してください。

7. 実績報告について

(1) 報告書の提出期限

事業完了後30日以内又は令和3年1月29日(金)までのいずれか早い時期までにオンライン又は郵送で報告してください。(郵送の場合は当日消印有効)

(2) 必要書類

実績報告にあたり、下記の書類が必要です。

	実績報告書提出時に必要な書類	確認欄
1	事業準備補助金実績報告書(様式第7号)	
2	取組概要兼補助対象経費一覧表(様式第2号)	
3	補助対象者自らが署名及び掲示した“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”の写し	
4	補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し	
5	補助対象経費に係る物品等の写真及び設備については、設置後の様子が分かる写真	
6	その他市長が必要と認める書類	

(3) 報告の方法

必要書類を揃え、オンライン又は郵送のいずれかにより報告してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口持参での提出はご遠慮ください。

①オンライン

下記サイトより令和3年1月29日(金)までに報告してください。

(URL) <https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kasukabe-biz/>

②郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で令和3年1月29日(金)までに郵送してください。(当日消印有効)

(宛先) 〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2 JA共済埼玉ビル8階(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)

春日部市事業継続準備補助金事務局 宛て

(4) 注意事項

①補助対象経費に係る請求書及び領収書の写しについて

様式第2号の「2. 補助対象経費一覧表」に記載した番号を請求書及び領収書の写しに記入し、どの経費に係る請求書及び領収書の写しか分かるように提出してください。

②領収書等の写しについて

補助対象経費の支出についての証明書類は、原則領収書とし、次の内容が明記されたものを提出してください。

ア 補助店舗又は事業所名となっている宛名（上様等は不可）

イ 金額

ウ 品名、規格及び数量等の内訳（品代等は不可）

エ 領収者名

オ 領収日

(5) その他

①“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”の写しについて

当補助金の趣旨である、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応した店舗であると確認するため、取組実施後は、埼玉県のホームページより、宣言書をダウンロードし、署名したものの写し又は店舗に掲示したものを写真で撮影したものを提出してください。

【参考】“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”ダウンロード方法

インターネットへ接続後、「埼玉県 彩の国新しい生活様式安心宣言」で検索してください。埼玉県のホームページの該当ページが表示されます。

8. 交付請求について

(1) 請求書の提出期限

確定通知受理後、速やかに提出してください。（様式第9号）

(2) 請求の方法

オンライン又は郵送のいずれかにより請求してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口持参での提出はご遠慮ください。

①オンライン

(URL) <https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kasukabe-biz/>

②郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2 JA共済埼玉ビル8階(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)
春日部市事業継続準備補助金事務局 宛て

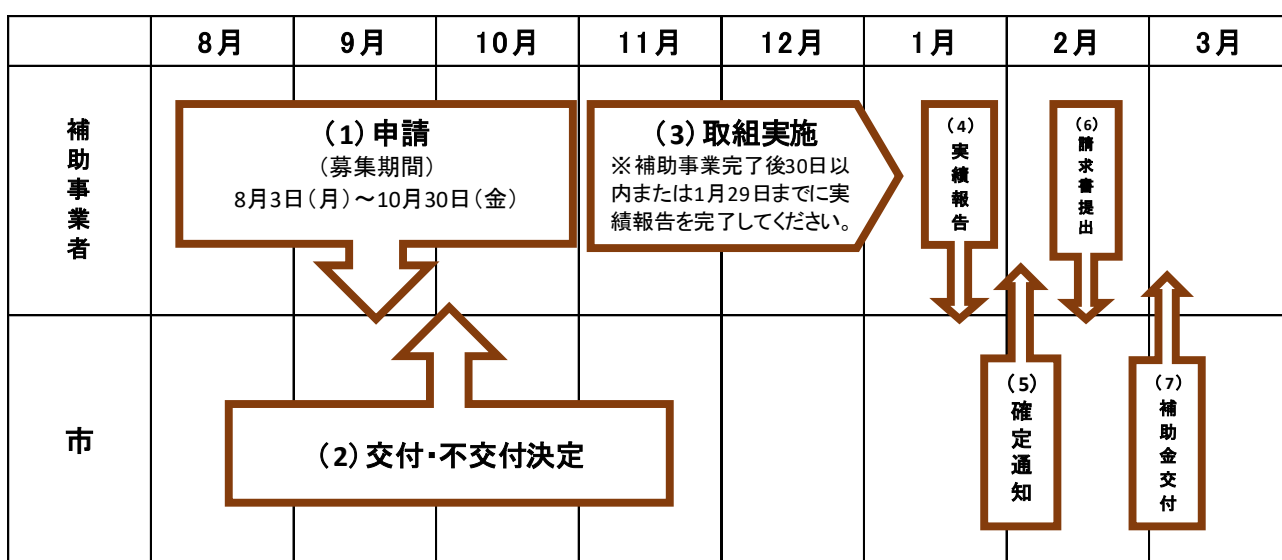
(3) 注意事項

①口座名義について

ア 補助対象者の会社名又は代表者名の口座としてください。

イ 口座名はカタカナで記入してください。

9. 申請から補助金交付までの流れ



※上図はイメージです。交付決定・確定通知・補助金交付のタイミングは、事業者により異なります。

(1) 申請

申請書にその他必要書類を添えて、募集期間内にオンライン又は郵送にて申請してください。

申請期間は令和2年8月3日(月)から10月30日(金)までです。

(2) 交付・不交付決定

提出された申請書を審査の上、交付・不交付決定をし、郵送にて通知します。書類の不備や申請内容に不明な点等あった場合は、電話等にて確認させていただきます。

(3) 取組実施

交付決定通知を受理した方は、申請内容に基づき取組を実施してください。なお、令和3年1月29日(金)までに実績報告を完了するように進めてください。令和2年4月1日以降で本補助金の申請前に取組が終わっている場合は、速やかに実績報告をしてください。

(4) 実績報告

事業完了後30日以内、又は、令和3年1月29日(金)のいずれか早い日までに実績報告をしてください。書類の不備や申請内容に不明な点等あった場合は、電話等にて確認させていただきます。

(5) 確定通知

提出された実績報告書を審査の上、補助金額の確定をし、郵送にて通知します。

(6) 請求書提出

確定通知を受理した後は、確定通知の内容に基づき、請求書を提出してください。

(7) 補助金交付

請求書の内容を審査の上、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。請求書の提出から振込までは3週間程度お時間をいただきます。ご了承ください。

10. 注意事項

- (1) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、補助金を返還していただきます。
- (2) 補助対象店舗又は事業所において、埼玉県が実施する“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”に対応するための取組以外の目的（単なる私的利用や転売など）の利用が分かった場合は、補助金を返還していただきます。
- (3) 補助金申請が予算額に達した場合は、一旦申請受付を終了させていただきます。
- (4) ご記入いただいた個人情報、本事業に関する事以外には使用しません。

11. その他

- (1) 申請者については、“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”対応店舗又は事業所として、春日部市公式ホームページ等に対象施設名（屋号）等を掲載させていただきます。

▶▶▶対象業種の一覧表▶▶▶

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	○その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	織物・衣服・身の回り品小売業	○呉服・服地・寝具小売業 ○男子服小売業 ○婦人・子供服小売業 ○靴・履物小売業 ○その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	○各種食料品小売業 ○野菜・果実小売業 ○食肉小売業 ○鮮魚小売業 ○酒小売業 ○菓子・パン小売業 ○その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	○自動車小売業 ○自転車小売業 ○機械器具小売業（自転車、自動車を除く）
	その他の小売業	○家具・建具・畳小売業 ○じゅう器小売業 ○医薬品・化粧品小売業 ○農耕用品小売業 ○燃料小売業 ○書籍・文房具小売業 ○スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 ○写真機・時計・眼鏡小売業 ○他に分類されない小売業
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	○不動産売買業, 土地売買業 ○不動産代理業・仲介業
	不動産賃貸業・管理業	○不動産賃貸業（貸家業, 賃間業を除く） ○貸家業, 賃間業 ○駐車場業 ○不動産管理業
	物品賃貸業	○各種物品賃貸業 ○産業用機械器具賃貸業 ○事務用機械器具賃貸業

		<input type="checkbox"/> 自動車賃貸業 <input type="checkbox"/> スポーツ・娯楽用品賃貸業 <input type="checkbox"/> その他の物品賃貸業
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	<input type="checkbox"/> 旅館, ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿業 <input type="checkbox"/> その他の宿泊業
	飲食店	<input type="checkbox"/> 食堂, レストラン (専門料理店を除く) <input type="checkbox"/> 専門料理店 <input type="checkbox"/> そば・うどん店 <input type="checkbox"/> すし店 <input type="checkbox"/> 酒場, ビヤホール <input type="checkbox"/> バー, キャバレー, ナイトクラブ <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	<input type="checkbox"/> 持ち帰り飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 宅配飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	<input type="checkbox"/> 洗濯業 <input type="checkbox"/> 理容業 <input type="checkbox"/> 美容業 <input type="checkbox"/> 一般公衆浴場業 <input type="checkbox"/> その他の公衆浴場業 <input type="checkbox"/> その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	<input type="checkbox"/> 旅行業 <input type="checkbox"/> 家事サービス業 <input type="checkbox"/> 衣服裁縫修理業 <input type="checkbox"/> 部品預かり業 <input type="checkbox"/> 火葬・墓地管理業 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭業 <input type="checkbox"/> 他に分類されない生活関連サービス業
	娯楽業	<input type="checkbox"/> 映画館 <input type="checkbox"/> 興行業, 興行団 <input type="checkbox"/> 競輪・競馬等の競馬場, 競技団 <input type="checkbox"/> スポーツ施設提供業 <input type="checkbox"/> 公園, 遊園地 <input type="checkbox"/> 遊戯場 <input type="checkbox"/> その他娯楽業

Q 1 “彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とはなんですか？

A 1 新型コロナウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくためには、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の取組を定着させることが重要です。

“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”とは、各業種の団体の皆さまに、感染拡大防止を徹底するガイドラインを作成していただき、そのガイドラインを埼玉県が“彩の国「新しい生活様式」安心宣言”として認定をしているものです。

この安心宣言は、全業種共通部分と各業種が独自に作成いただく部分の2本立てで構成されています。所属する業種が安心宣言を行っていない場合は、店舗又は事業所ごとに独自で安心宣言をすることが可能です。

詳細は埼玉県のホームページをご覧ください。

アドレス：https://www.pref.saitama.lg.jp/a804/atarashi_seikatsuyoshiki.html

【認定済み業種 7月3日現在53団体】 埼玉県のホームページより参照

業種一覧	団体名
劇場、観覧場、映画館、演芸場	生活衛生同業組合 埼玉県映画協会
体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	埼玉県水泳連盟 ジュニア委員会 埼玉県ボウリング場協会 一般社団法人 日本フィットネス産業協会 埼玉県麻雀業組合総連合会 埼玉県遊技場協同組合
博物館、美術館、図書館	埼玉県博物館連絡協議会 埼玉県図書館協会
遊興施設	埼玉県カラオケ業防犯協力会
自動車教習所、学習塾等	埼玉県指定自動車教習所協会 埼玉県私塾協同組合
飲食料品供給	埼玉県食肉業生活衛生同業組合 埼玉県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 埼玉県茶業組合 埼玉県酒造組合 みどりの森ブルーベリー組合 秩父ぶどう組合連絡協議会 秩父菓子組合
食堂、レストラン、喫茶店等	埼玉県料飲業生活衛生同業組合 埼玉県鮭商生活衛生同業組合 埼玉県麺類業生活衛生同業組合 埼玉県中華料理生活衛生同業組合

	奥秩父飲食店組合 食品環境衛生協会秩父支部 秩父市料飲店組合 秩父飲食店組合 埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合秩父支部 浦和のうなぎを育てる会
生活必需物資等供給	埼玉県タイヤ商工協同組合 埼玉スポーツ用品小売商業協同組合 埼玉中央農業協同組合 全国肥料商連合会埼玉県部会 埼玉県農薬販売協会
生活必需サービス等	埼玉県理容生活衛生同業組合 埼玉県美容業生活衛生同業組合 日本ラポール福祉協会 埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 秩父旅館業共同組合 荒川民宿組合 埼玉県物産観光協会
冠婚葬祭	埼玉葬祭業協同組合 全日本冠婚葬祭互助協会 北関東ブロック
個人向けサービス	(公財) 日本釣振興会埼玉県支部 埼玉県養殖漁業協同組合 埼玉県写真館協会 埼玉県中古自動車販売商工組合 埼玉県中古自動車販売協会 埼玉オートバイ事業協同組合 埼玉県二輪車普及安全協会
卸、流通	所沢卸商業協同組合 埼玉県遊技場景品卸商業組合
その他	埼玉県中小企業診断協会 埼玉県遊技場景品流通商業組合

Q 2 “彩の国「新しい生活様式」安心宣言” に対応するための取組とは、

どのようなものを指しますか？

A 2 “彩の国「新しい生活様式」安心宣言” の全業種共通宣言の 8 項目のうち下記 7 項目に係る取組を指します。補助対象となる全業種共通宣言の 7 項目取組は下記のとおりです。

共通宣言内容	主な取組
1. 「三密を徹底的に回避」するための取組 ・毎時の換気 ・一定数以上の入場制限 ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止 ・社会的距離の確保	・換気設備の導入 ・野外用待機ベンチ等の導入 ・テイクアウト用カウンターの導入 等
2. 「感染防止の対策」を行うための取組 ・発熱などの症状がある方の制限 ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒 ・マスクの着用 ・共用する物品などの最小化 ・鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉	・入場制限等の案内看板の導入 ・利用制限などの案内看板の導入 等
3. 「安全のための設備」にするための取組 ・入口等に消毒設備、体温計の設置 ・対面場所の遮蔽 ・毎時の換気と消毒の徹底 ・共通タオルの廃止、ハンドドライヤーの使用中止	・アクリル板等間仕切りの導入 ・空気清浄機の導入 ・非接触型自動水栓（蛇口）の導入 ・非接触型体温計の導入 等
4. 「安心に向けた工夫」にするための取組 ・事前予約の最大限の活用 ・衣服のこまめな洗濯	・予約システム等WEBサイト導入
5. 「行いません、行わせません」に対応するための取組 ・密閉空間での激しい運動や大声	・換気設備の導入 等
6. 「極力制限します」に対応するための取組 ・対面での食事や会話の制限	・アクリル板等間仕切りの導入 等
7. 「重症化リスクに配慮」するための取組 ・高齢者や持病のある方への配慮 （高齢者利用時間の設定など）	・予約システム等WEBサイト導入 等

Q 3 対象業種について、詳細が知りたいのですが。

A 3 本申請要領P 9～10の対象業種の一覧表をご参照ください。

Q 4 市内と市外に店舗又は事業所がある場合、どちらも対象となりますか？

A 4 市内にある店舗又は事業所のみ対象となります。

Q 5 市内に店舗又は事業所がある個人で、住所が市外の場合、対象となりますか？

A 5 実際に市内に店舗又は事業所を有している場合は対象となります。

Q 6 常時使用する従業員とはどのような従業員を指しますか？

A 6 法人の代表者・役員と個人の申込者・家族従業員（同一生計の配偶者・三親等以内の親族）を除く「常時雇用者」と「それに準ずる臨時雇用者」（事業に必要な人数で派遣社員を含む）のことを言います。アルバイト従業員など一定の時間帯であっても、長時間継続して雇用している経営上不可欠な従業員は「常時使用する従業員」に含まれます。しかし、雇用している合計人数ではなく、曜日や時間帯ごとの勤務している従業員数の最大数で判断してください。

Q 7 令和2年4月以降に創業しましたが、対象となりますか？

A 7 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する以前より事業を営んでいる事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、「新しい生活様式」に対応し、事業を継続することができるように支援することを目的としています。そのため、国より緊急事態宣言が出された4月以降に創業された方は本補助金の対象外となります。

Q 8 申請前に行った取組に対する経費は対象となりますか？

A 8 国より緊急事態宣言が出された令和2年4月以降に実施された取組に関する経費も対象となります。

Q 9 令和2年4月以降の取組については、どのように判断しますか？

A 9 領収書等支払いの事実が分かる書類の日付で判断します。

Q 10 リース契約した物品等の経費は対象となりますか？

A 10 リース契約した物品等の経費は、ランニングコストと見なされるためリース契約終了後に所有物となるものも含め補助対象外となります。

Q11 補助金額について、2店舗分を申請する場合、対象経費を合算し、上限額60万円と考えてよいですか？

A11 合算することはできません。店舗ごとに対象経費及び補助金額を算出してください。

Q12 受付は先着順ですか？

A12 申請の総額が予算額に達した場合は、一旦受付を終了いたします。

Q13 手続きに係る費用（郵送料、証明書等）は自己負担となりますか？

A13 郵送料、証明書発行手数料等、手続きに係る諸費用は自己負担となりますので、ご了承ください。

Q14 補助金を不交付決定とされました。不服申し立てできますか？

A14 この補助金は、審査の結果、補助対象とならなかった場合は不交付となりますが、その場合、行政不服審査法上の不服申し立ての対象とはなりません。

Q15 申請当初より安価で購入できた場合、報告は必要ですか？

A15 随時の報告は不要です。実績報告の際に報告してください。

お 問 合 せ

春日部市事業継続準備補助金事務局

電 話 048-642-3659

メ ー ル keizoku_kasukabe@tobutoptours.co.jp

受付時間 9：30～17：30

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

※本事業は春日部市が東武トップツアーズ株式会社へ
業務委託をして運営しています。